に、「

| | |
|---|---|
| 負ののれん発生益 | ×××|
| 貸倒引当金戻入益 | ×××|
| 償却債権取立益 | ×××|

」を「

| | |
|---|---|
| 負ののれん発生益 | ××× |

」に、「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同様式の表記載上の注意4．を次のように改める。

4．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

別紙様式第七号の表記載上の注意5．中「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

12．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この12．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この12．において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第九号第１の15．の表中「次期繰越金」を「繰越金（当期末残高）」に改め、同様式第１の15．の表記載上の注意に次のように加える。

5．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なつているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第九号第２の表中「給付補てん備金」を「給付補塡備金」に改め、同様式第２の表記載上の注意1．⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第九号第３の表中「

| | |
|---|---|
| その他経常収益 | ××× |

」を「

| | |
|---|---|
| その他経常収益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |

」に、「給付補てん備金繰入額」を「給付補塡備金繰入額」に、「

| | |
|---|---|
| 負ののれん発生益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |

」を「

| | |
|---|---|
| 負ののれん発生益 | ××× |

」に、「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同様式第３の表記載上の注意4．を次のように改める。

4．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

別紙様式第九号第３の表記載上の注意5．中「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

12．遡及適用又は修正再表示を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第九号第４の表及び第５の表中「次期繰越金」を「繰越金（当期末残高）」に改める。

別紙様式第九号の二第１の３．の表記載上の注意に次のように加える。

5．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第２条第43号に規定する遡及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なつているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第九号の二第２の２．の表記載上の注意1．⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の２、第14条の３及び第14条の５から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第九号の二第２の２．の表記載上の注意1．⑯中「(昭和51年大蔵省令第28号)」を削り、同様式第２の３．の表中「

| | |
|---|---|
| その他経常収益 | ××× |

」を「

| | |
|---|---|
| その他経常収益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |
| その他の経常収益 | ××× |

」に、「給付補てん備金繰入額」を「給付補塡備金繰入額」に、「

| | |
|---|---|
| 負ののれん発生益 | ××× |
| 貸倒引当金戻入益 | ××× |
| 償却債権取立益 | ××× |

」を「

| | |
|---|---|
| 負ののれん発生益 | ××× |

」に改め、同様式第２の３．の表記載上の注意3．中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に、「記載することができるものとする」を「記載することを妨げない」に改める。

別紙様式第十号第１の９．Ⅱの表及び同様式第１の９．Ⅱの表記載上の注意1．中「独立行政法人雇用・能力開発機構等」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構等」に改める。

別紙様式第十号第１の15．の表中「次期繰越金」を「繰越金（当期末残高）」に改め、同様式第１の15．の表記載上の注意に次のように加える。

5．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なつているときは、その旨を欄外に記載すること。